公募型プロポーザル方式による公立学校共済組合関東中央病院敷地内における保険調剤薬局事業者選定 手続の実施について(公示)

公立学校共済組合関東中央病院の敷地内に貸付期間 5 年間の定期建物賃貸借契約方式により敷地内薬局を開設する事業者を公募します。

平成 29 年 11 月 6 日

公立学校共済組合関東中央病院

病院長 新家 眞

1 事業概要

- (1) 事業名 公立学校共済組合関東中央病院敷地内薬局整備事業
- (2) 事業内容 敷地内薬局の開設、管理、運営等
- (3) 事業場所 東京都世田谷区上用賀六丁目 25番1
- (4) 貸付建物名称 公立学校共済組合関東中央病院 メンタルヘルスセンター (旧名称デイケア施設) 店舗面積 約 105 ㎡ (延床面積)
- (5) 貸付期間 5年間とする。
- (6) 貸付方法 賃貸人を病院、賃借人を出店者とする借地借家法第38条に基づく契約の更新 のない定期建物賃貸借契約により出店していただきます。建物は現況姿での賃貸となります。
- (6) 定期建物賃貸借期間終了後の措置

契約期間満了により契約を終了する。ただし、協議のうえ建物貸付期間を再契約することがある。

2 応募者の参加資格

応募の資格者は、次の要件を満たしていることとします。

- (1) 病院敷地内に設置する店舗の基本コンセプトを理解し、出店に意欲ある者であり、現に、平成 28 年 10 月以降、公募により医療機関の敷地内で保険調剤薬局を直営で運営若しくは優先交渉権を得ている実績があること。
- (2) 店舗の企画・運営のノウハウをもつ調剤薬局運営会社(チェーン本部)であること(調剤薬局運営会社のフランチャイズ加盟者等は応募できません。また、調剤薬局運営会社が出店者の決定を受けた後フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せることはできません。)

- (3) 平成 29 年 10 月 1 日現在において、4 0 0 床以上の病院での営業実績をもち、また、本院は、災害拠点病院であることから、災害対応を想定し、世田谷区内に複数店舗を有し、有事の際には相互協力できる保険調剤薬局であること。
- (4) 「健康保険法」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」及び「薬局ガイドライン」等を遵守している保険調剤薬局であること。
- (5)国の競争参加資格(全省庁統一資格)を有すること。
- (6)未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者、契約を締結 する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (7)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9)民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 契約の履行が不適切な状態が現に継続している者でないこと。
- (11)独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する者でないこと。
- (12) 国税及び地方税を完納していること。
- (13) 暴力団又は暴力団その他暴力的集団の構成員でないこと。
- (14) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

3 公募要項の交付

(1) 事務担当 (問合せ先)

公立学校共済組合関東中央病院 事務部総務課環境整備係

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-25-1

担当:佐々木 豊隆

電話 03-3429-1171 内線 5199 FAX 03-3426-0326

(2.) 公募要項の交付期間及び交付方法

公募要項の交付期間、交付方法・場所

- ①交付期間 平成 29 年 11 月 6 日 (月) ~ 平成 29 年 11 月 17 日 (金) 土・日曜日を除く 8 時 30 分~12 時、13 時~17 時 15 分
- ②交付方法 来院日時を事務担当者と調整後、来院、手渡しで交付する。
- ③交付場所 上記(1)の場所

4.その他

(1) 詳細は、公募要項によるものとします。